介護報酬改定に関する届出要領(他市指定)

**１.届出について**

下記の提出書類③「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」において、指定権者（事業所所在地市町村）への届出と同じ体制等を記入してください。

注) 該当する利用者（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）がいない場合は裏面８を参照してください。

**２.提出書類***（提出前に必ずコピーを取り、事業所控えとして保管してください。）*

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 注意事項 |
| ① | **加算届連絡票** | 太枠内全てに記入をお願いします。 |
| ② | **変更届出書(別紙様式二号（四）)** | 宛名（他市指定の市町村長）、主たる事務所の所在地、事業者名称（法人名称）代表者の職名及び氏名、事業所番号、事業所名称、事業所所在地、サービス名の記入をお願いします。※代表者印は不要です。用紙右上の日付欄には、届出日（送付する日）を記入してください。 |
| ③ | **介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)** | 指定権者（事業所所在地市町村）への届出と同じ体制等を記入してください。 |
| ④ | **誓約書** | ③の体制等状況一覧表において、加算を算定する場合は、こちらの「誓約書」を提出願います。なお、事業所ごとに提出が必要です。 |
| ⑤ | **返信用封筒(切手貼付)** | ①の加算届連絡票の「加算届受付票（兼補正書）」、②の「変更届出書」の写し、③の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」の写しの送付を希望される場合は同封してください。※返送先住所宛名を明記してください。 |

**【提出書類は下記の南河内広域ホームページ内に掲載しています。】**

**※南河内広域事務室ホームページ　⇒　新着情報　令和６年度介護報酬等の改定について**

**⇒　令和６年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について**

**をクリック**

**３. 提出先**

〒584-0031　富田林市寿町二丁目６番１号　南河内府民センタービル２階

　　　　　　　　　　南河内広域事務室　広域福祉課　介護保険担当

**４．提出期限　　　 令和６年４月１日(月)消印有効**

**５．受付・補正**

補正（必要書類の不足や記入誤り）がある場合には、こちらからご連絡いたします。

なお、書類については到着順に審査いたしますが、受付控の送付や、補正連絡等に期間を要することが予想されます。あらかじめご了承願います。

※返信用封筒の同封がある場合は、「加算届受付票（兼補正書）」、「変更届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」の写しを送付します。同封がない場合は、写し等の送付はいたしませんのでご了承願います。

**６．介護報酬改定に伴う加算等の算定要件について**

加算等を届出する場合は、必ず算定要件をご確認ください。後日に、算定要件を満たさないと判明した場合は過誤調整等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

　　なお、届出が不要な加算等でも算定要件が変更されている場合がありますので、算定にあたっては当該要件について確認するようお願いします。

**７．その他**

算定にあたっては、厚生労働省や南河内広域事務室のホームページ等を随時ご確認いただき、介護報酬改定に関する通知（基準の制定に伴う実施上の留意事項）やQ＆A、介護保険最新情報等の情報収集に努めていただきますようお願い申し上げます。

**８．利用者がいない場合等の対応**

○他市指定市町村(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)の利

用者が居なくなり、今後も利用予定がない場合で、当該他市指定を辞退する場合は、南河内広域事務室に「廃止届」(当該他市指定市町村長あて)を提出くださるよう、よろしくお願いします。

※他市指定の利用者がいる場合、また、いない場合でも今後利用予定等がある場合は、変更届(２の「提出書類」)の提出をお願いします。

　　　　※総合事業については、各市町村にご確認ください。